

開催期日 令和3年11月15日

開催場所 中島村役場2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年11月15日 午後1時30分  
閉 会 令和3年11月15日 午後2時03分  
場 所 中島村役場2階会議室

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
～第3号 処分について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

### 6. 開 会

事務局長

開会に先立ち、先週11日（木）に開催された「令和3年度福島県下農業委員会大会」において、円谷会長が「永年勤続農業委員会会長」及び「永年勤続農業委員・農地利用最適化推進委員」を受賞し、受賞者32名の代表として表彰された旨報告。

令和3年第11回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

皆さんどうも改めましてこんにちは。冒頭にですね、事務局長からご披露していただいたのですが、受賞できたのも皆さんのおかげ、そして村はもとより事務局はじめ、本当に地域の皆さんのご支援とご協力の賜物でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、朝晩だいぶ寒くなってまいりました。本当に今年の天候は晴れが長く続かないような状況下でございます。皆さん大変今年は苦勞しているんじゃないかというようなところで、聞くところによりますと、米の収量が少なかったというような話も聞き受けられます。そのような中で、皆さん大変ご苦勞や努力をされているのかなと、そんな風に思われます。どうぞ今後とも身体に気を付けながら、これからのお仕事に励んでくださいますようお願い申し上げます。

本日の議案でございますが、4件ございます。どうぞ慎重審議よろしくようお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございます。ご苦勞様でございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、5番水野谷一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、被設定人が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第7号及び議案第2号受付番号第8号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第1号受付番号第7号及び議案第2号受付番号第8号につきまして、11月8日に、設定人・●●●●さんは施設にいるため妻の●●●●さん、●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通りでございました。また現地についても11月9日に円谷会長と確認し、経営移譲による権利設定であるため、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第1号受付番号第7号及び議案第2号受付番号第8号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と現地についても11月9日に確認し、経営移譲による権利設定であるため、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第9号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番鈴木和宏推進委員

議案第3号受付番号第9号につきまして、11月14日に、譲渡人・●●●●●さんの代理の長男・●●●●●さん、譲受人・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても11月14日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番小林均農業委員

議案第3号受付番号第9号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても11月14日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第13号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第4号受付番号第13号につきまして、11月8日に、設定人・●●●●●さんは施設にいるため妻の●●●●●さん、被設定人・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通りでございました。また現地についても11月9日に円谷会長と確認し、家畜排せつ物の適正管理を行うことにより、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第4号受付番号第13号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても11月9日に確認し、家畜排せつ物の適正管理を行うことにより、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

1番小林均農業委員

申請地東側の道路は今工事中であると思うが、用地買収等に影響はないか。

事務局長

建設課で実施している用地買収は済んでいます。今回はその線を加味した上で敷地内に収まる計画となっています。

1番小林均農業委員

それであれば問題ない。

議 長

その他質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 次回の農業委員会総会は、12月16日（木）に役場2階会議室で行う。

二点目 閉会后、福島県農業振興公社・県南地域マネージャー添田様をお招きし、農地中間管理事業説明会を開催する。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和3年11月15日 午後2時03分